



親の会だより

第83号平成28年3月 発行

東大阪市手をつなぐ親の会
(年 3回)

(題字 吉岡名誉顧問)

東大阪市における障害者差別解消法の

取り組み

会長 坂本 ヒロ子

いよいよ4月より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されます。

平成25年6月に制定されて、大阪府では障がい者施策推進協議会差別解消部会で～障がいを理由とする差別のない共に生きる大阪をめざして～大阪府障がい者差別解消ガイドライン(平成27年3月公表)を策定し、大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成28年4月1日施行)を制定。

東大阪市では、自立支援協議会権利擁護部会で～「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」をめざして～障害差別解消相談対応ガイドライン(平成28年3月)を策定し、差別解消に取り組むことになっております。大阪府と東大阪市の体制づくりに参画した私は府と市の連携は大切だと感じています。

3月2日、開催された全国手をつなぐ育成会連合会主催の育成会フォーラムで又村あおい氏は

「差別にはそれぞれに理由がある。→障がいのある人が『差別』と感じるのには理由があり、行政・事業者側が『差別ではない』と感じるにも理由がある。」

「それぞれに事情がある。→障がいのある人が配慮を求めるには事情があり、行政・事業者側がすべてに対応できないのにも事情がある。」

「だから『建設的対話』が必要。→地域における情報共有や建設的対話を含む差別解消の取り組みの場をどのように確保するかが大切」

と話されました。

共生社会をめざすには、相互理解が必要で、理解してもらいにくい知的障害においては、それぞれ各々の役割、東大阪市手をつなぐ親の会の役割、東大阪市の役割があります。これからも引き続き啓発活動等に力を入れていきたいと思っております。

4月からの施行にあたり、東大阪市における障害者差別解消のための相談、紛争の防止・解決等の体制を3月12日開催の自立支援協議会意見交換会で発表しました。

相談体制

1 東大阪市における相談の流れ

第3次東大阪市障害者プラン 計画の基本的な視点として(5)差別のない社会の実現を目指すには、身近なところで相談を受け、紛争の防止・解決のしくみをつくることが必要と考えました。(東大阪市における障害者差別解消のための相談フロー 参照)

— 相談窓口 —

- ・障害者支援室 東中西の福祉事務所障害福祉係 東中西の保健センター
- 障害のある人、保護者、関係者からの相談は幅広く捉え、生活上の相談も含め、受け付けます。
- (1) 生活上の相談の場合・・・相談機関等につなぎ、支援をしていきます。
 - (2) 障害者虐待と判断した場合・・・障害者虐待対応フローにて支援をしていきます。
 - (3) 差別事例や合理的配慮を行うべきと判断した場合・・・障害者差別解消のための相談フローにて対応していきます。障害者支援室に置く障害者差別解消コアメンバー会議で判断をし、対応方針を決定します。

※ 事業者からの個別具体的な相談にも対応していきます。

— 障害者差別解消コアメンバー会議 —

構成メンバー：障害者支援室管理職・障害者差別解消対応チーム

対応方針：不当な差別的取扱い、又は合理的配慮の不提供かの判断も含め対応方針を決定します。不当な差別的取扱い、又は合理的配慮の不提供と判断した場合、調整会議に入ります。

— 調整会議 —

構成メンバー：相談当事者・事業者・障害者支援室管理職・障害者差別解消対応チーム

調整内容：相談当事者や対象分野(商品・サービス分野、福祉サービス分野、公共交通機関分野、住宅分野、教育分野、医療分野)の事業者と協議し、相談内容の解消に向けた調整を行います。必要に応じて、東大阪市障害者差別解消支援地域協議会に助言を求めます。

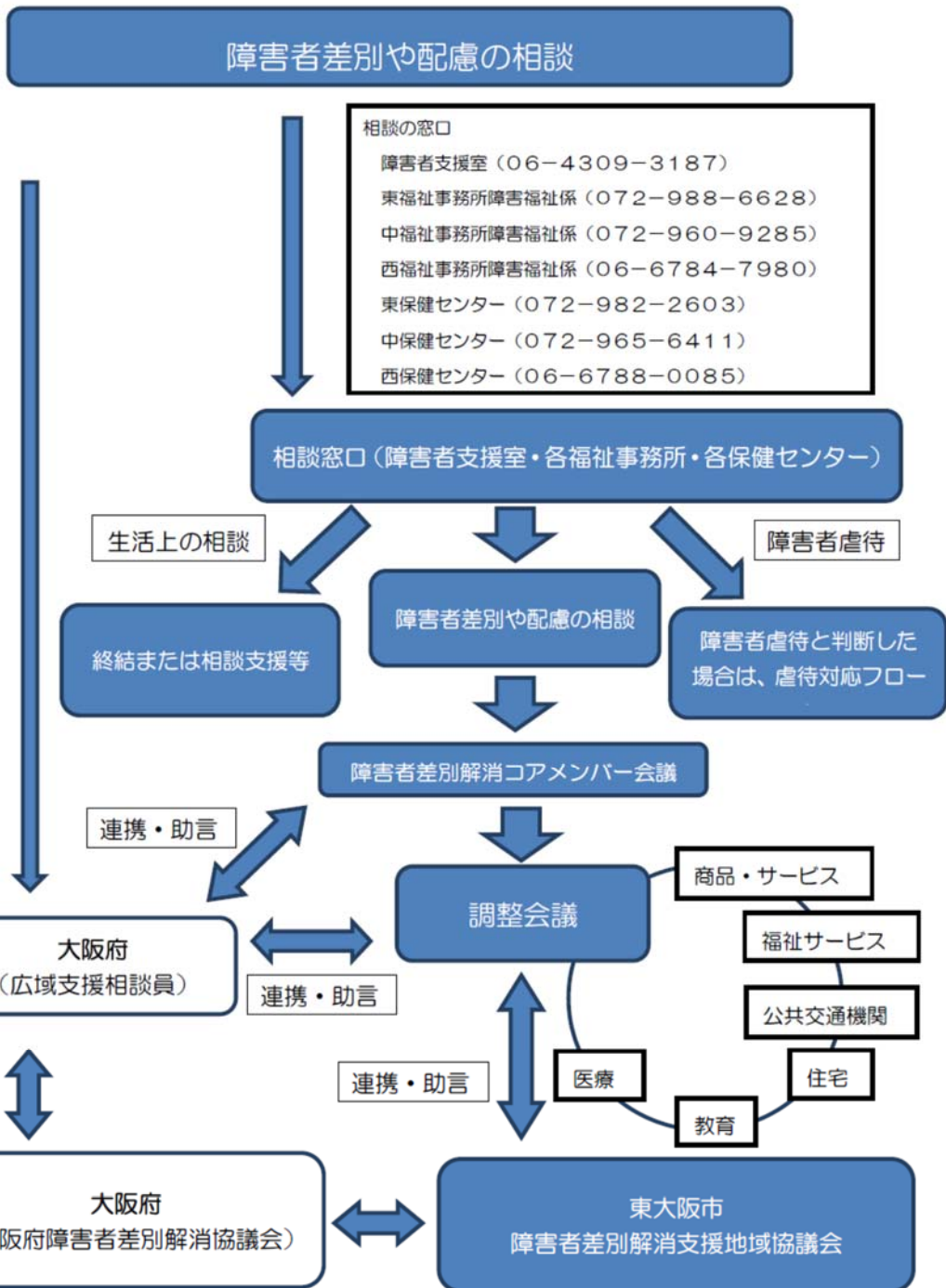
※ なお、地域で解決できなかった相談については、大阪府が設置している広域支援相談員と連携し助言をもらいながら解決に向け支援します。

— 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会 —

構成メンバー：弁護士・障害当事者・委託相談支援事業所代表・権利擁護部会代表・対象分野の代表等

協議内容：相談事例の収集・分析、情報交換や今後のあり方等を協議し、障害者差別のない東大阪市になるよう提案・提言していきます。

東大阪市における障害者差別解消のための相談フロー



東大阪市市長へ要望書提出

平成27年11月11日、平田福祉部長、太田障害者支援室長も同席して下さり、野田市長に要望書を提出し、私達、知的障害者の本人、親の思いを聞いていただきました。

平成28年1月12日回答をいただきましたので、載せていただきます。

知的障害者(児)福祉に対する要望

1. 障害者理解の促進・啓発をして下さい。
障害者差別は障害者のことを知らないから起こる事が多く、東大阪市として障害者理解促進のための研修、啓発事業の実施をお願いします。

(回答)

障害者理解の促進のためイベント「ふれあいのつどい」や障害者週間の駅頭キャンペーンで啓発しておりますが、障害者理解の促進・啓発に関してさらに重点的に取り組んでまいります。

2. 障害者差別解消法の周知をして下さい。
平成28年4月施行にあたり、障害者、市民、事業者への周知をお願いします。

(回答)

平成28年4月施行にあたり、市政だより、ウェブサイトでの周知を考えています。また、障害者差別解消法パンフレット、講師料を予算要求しており、障害者、市民、事業者向けにパンフレット、講演会等で周知していきたいと考えております。

3. 障害者差別解消法が実効性のあるものにして下さい。
福祉部長マネジメント方針「平成27年度に取り組む課題」で、障害者差別解消ガイドライン作成を掲げておられます。他市に先駆け身近なところで相談、紛争の解決、予防の体制等、東大阪市における障害者の差別解消に向けて仕組みづくりを検討されていると聞いており、ありがたく思います。どうか実効性のあるものとなるようお願いします。

(回答)

東大阪市では、身近なところで相談を受け、紛争の防止・解決のしくみをつくることが必要と考え、自立支援協議会権利擁護部会で障害者差別解消相談対応ガイドライン(案)を作成しているところです。

作成でき次第ウェブサイト等で周知し、各福祉事務所、各保健センターなど身近なところに相談窓口を置き、障害者支援室で不当な差別的扱いや合理的配慮の不提供への対応をしていきたいと考えております。

4. 税・社会保障一体番号体制(マイナンバー制度)活用への適切な支援を実施して下さい。

自分の個人番号を管理する責任を本人が負う制度と謳われています。本人が適切に管理する能力が十分でない知的障害者に、適切な支援をお願いします。

(回答)

個人番号の適切な管理ができるよう、府を通じて国に要望してまいりたいと考えております。知的障害者への適切な支援を関係各課に働きかけるとともに、国・府に対して要望してまいります。

5. 高齢障害者に住まいと医療ケアを含めた支援を東大阪市として検討して下さい。国民の高齢化に伴い、高齢の障害者も増加してきています。東大阪市として、これから増え続ける高齢障害者の住まい、入院等医療他、支援のあり方を検討して下さい。

(回答)

障害者に必要となる支給のあり方を関係機関と検討してまいります。

6. 計画相談支援(サービス等利用計画)を充実させて下さい。本人の意思決定に基づいた計画がなされ、適切な支援を受けることが出来るよう相談支援の充実を図って下さい。

(回答)

サービス等利用計画を必要としている利用者に適切な支援が受けられる方策を検討し、相談支援体制の基盤整備をはかってまいります。

7. 障害者優先調達推進法に基づく更なる物品等の調達をお願いします。工賃アップのため、就労施設等からの物品等の調達を働きかけて下さい。

(回答)

障害者優先調達推進法に基づき方針を策定し、全庁的に取り組んでおります。

レインボークラブ(棒サッカー大会)に参加して

とうふく布施保護者 松本

2/21(日)YMCAサンホームで行われた棒サッカーに親子で参加させていただきました。とうふく布施からは4名が参加。

“棒サッカー”とは?・・・椅子に座り、棒を使ってボールを相手チームのゴールに入れるスポーツです。

当日はサンホームの利用者、入居者、ご家族、教室に通われている方、地域にお住まいの方など50名位参加されていました。色々な世代の人同士で4チームに分かれて試合。勝ったチームから、ハンバーグ弁当、からあげ弁当、焼き魚弁当の中で好きなものを選べるとあってみんな必死です。

こういう場合、案外子供より大人の方が真剣になるようですね。(笑い)

娘も普段見たことのない形相ではりきっていました。「又、参加したい。楽しかった。」と大喜びです。多世代の方々が交流でき、楽しめるスポーツ。いい経験になりました。

家族教室

平成27年度の家族教室は2月25日(木)、今、東大阪市手をつなぐ親の会会員が直面している親の高齢化と子の高齢化問題に関して『高齢化、重度化における医療を含めた介護保険との関係と研究発表 ～より見えてきた高齢知的障害者の課題と支援方法、家族の役割～』と題して、のぞみの園の相馬大祐氏に講演していただきました。

講演後、いろいろな質問や意見があり、とても関心を持っていることがうかがわれました。今後もこの問題については、機会をとらえ皆さんと話し合っていきたいと思えます。

用意された資料の他に最後に「本人の年代別の整理」「居住の場を変更する際の留意点」について研究をされていたから伝えておきたいことということで資料を追加して話をしめくられました。

本人の年代別の整理

本人の年代	親のやること
40歳代～ 50歳代	<ul style="list-style-type: none">・役割を少しずつ第三者へ・居住の場を検討し、具体化する・日中活動の場を検討し、具体化する・信頼できる相談相手を見つける
20歳代～ 30歳代	<ul style="list-style-type: none">・節目を作る・新たなことに挑戦する環境づくり・ベースラインを記録する・情報をまとめておく工夫をする

- 本人の意思を尊重することは最も重要
- 昼と夜の両方の環境を同時に変えることは控える
- 急激に変更するのではなく、ゆるやかな変更を
- 支援者は親が様々な苦勞をして、多くの役割を担っていたこと、様々な葛藤のなかで、委ねることを理解する

居住の場を変更する際の留意点

原則

- 長期的な視点に立つ
- 5年後、10年後、20年後の本人の状況を想像する
例) 車椅子になったら、自分で食事ができなくなったら・・・

具体的な視点

- 支援面
 - ✓ 高齢期の支援を考えている？
 - ✓ 高齢知的障害者の支援経験はあるか？
 - ✓ 医療受診の体制はどうなっている？
- 環境面
 - ✓ 車椅子になっても利用が可能か？例) 段差は？ 食堂は？
 - ✓ トイレ、入浴等の設備は？